

処 分 の 方 針

〈基本方針〉

- 処分の量定の基準（別紙 1 - 2 及び別紙 1 - 3 のとおり）
- 減給を基準とするが、不適正資金を本来目的に合致しない用途に使用した場合については処分を加重し、停職を基準とする。
- 調査に対して適正に申告しなかった者については、その責任を重く問う。
 - ・ 委託費関係事案にかかわっては、不適正資金にかかる全庁調査の際に申告した事案とそれ以降の定期監察（共通課題監察）の調査の際に申告した事案とで処分に差をつける。
 - ・ 不適正資金問題（旧税務担当）事案にかかわっては、今回の財政局税務部の調査で申告した事案については、前回処分（平成 20 年 7 月 31 日付）よりも加重する。また、陳述書（兼誓約書）で申告せず、その後の帳簿調査により判明したものについては更に処分を加重する。
- 部下に実行行為を指示した上司については、実行行為者として処分を行い、上司の指示等により実行行為を行った部下については、処分を軽減する。
- 管理監督責任については、認識の有無に関わらず課長から所属長までの責任を問う。なお、課長代理及び係長についても、部下からの報告等により事実を認識していた場合には管理監督責任を問う。

〈個別事案ごとの方針〉

【旧税務関係事案】

- 福島区役所にかかる事案について、不適正に資金を捻出するとともに、「陳述書（兼誓約書）」の提出を求めたにもかかわらず自主的に申告せず、帳簿調査により判明した者については、停職 1 日とする。
- 鶴見区役所にかかる事案については、現金の引き継ぎを受けたにもかかわらず、適切に管理せず紛失させる事態に至らせたとともに、不適正資金の全庁調査の際に不適正資金の存在を認識しながら報告を怠っており、当時の鶴見区役所の担当課長（現部長級）を停職 20 日とする。

【浪速区役所旧税務担当における不適正資金の引継ぎに係る事案】

- 不適正資金の全庁調査の際に、元職員から報告を受けながら、十分な事実確認をしなかった担当課長代理を減給 3 月とする。

【東住吉区役所旧税務担当における不適正資金の引継ぎに係る事案】

- 平成 19 年 12 月に不適正資金の存在を認識しながら、不適正資金の全庁調査の際に適正に報告をしなかったこと、平成 20 年 7 月に情報公開室監察部に誤った報告をしたこと、元税務管理係長に申告を控えるような誤解を与えたことなど、一連の調査に対し適切な対応を行わなかった担当課長を停職 10 日とする。

【委託費関係事案】

- 浪速区役所における人権啓発推進事業委託費にかかる事案については、当該委託先団体での支出手続きを経ているものの、上司（退職）の指示により飲食等への支出を行った当時の担当係長を停職 1 日とする。

◆ 委託費の不適正処理にかかる処分基準

別紙 1 - 2

関係者区分	委託費残金の保留	別会計で管理	支出の有無	資金の使途	態様区分		
					2月調査（2/29） までに申告	4月調査(4/18) までに申告	4月調査以降 に判明
実行行為者	保留した	管理した	支出した	個人的費消	免職	免職	免職
				委託目的に合致しない用途	停職10日	停職1月	停職2月
				事業協力者等への謝礼品等	減給2月	減給3月	減給4月
				委託目的に合致した用途	減給1月	減給2月	減給3月
			支出していない		戒告	減給1月	減給2月
		管理していない	支出した	個人的費消	免職	免職	免職
				委託目的に合致しない用途	停職1日	停職10日	停職1月
				事業協力者等への謝礼品等	戒告	戒告	戒告
				委託目的に合致した用途	文書訓告	文書訓告	文書訓告
			支出していない		口頭注意	口頭注意	口頭注意
	保留していない	管理した	支出した	個人的費消	免職	免職	免職
				委託目的に合致しない用途	停職1日	停職10日	停職1月
				事業協力者等への謝礼品等	減給2月	減給3月	減給4月
				委託目的に合致した用途	戒告	減給1月	減給2月
			支出していない（保管のみ）		口頭注意	文書訓告	戒告
		管理していない	支出した	個人的費消	免職	免職	免職
				委託目的に合致しない用途	減給3月	停職1日	停職10日
				事業協力者等への謝礼品等	戒告	戒告	戒告
				委託目的に合致した用途	口頭注意	口頭注意	口頭注意
			支出していない（保管のみ）		所属注意	所属注意	所属注意

関係者区分				態様区分		
				不適切な状況の改善 を指導していた	知らなかった	黙認していた
管理監督者	局長、部長、区長			口頭注意	口頭注意	戒告
	課長（課長代理、係長）			口頭注意	文書訓告	戒告

◆不適正資金・預け（旧税務関係）にかかる処分基準

別紙 1 - 3

1. 不適正資金関係

関係者区分	資金の捻出	資金の用途		態様区分		
				2月調査（2/29） までに申告	4月調査（4/18） までに申告	4月調査以降に判明
実行行為者	捻出した	支出した	個人的費消	免職	免職	免職
			公的用途とは認められない業務関連用途	停職10日	停職1月	停職2月
			本来業務以外の公的用途	減給2月	減給3月	減給4月
			本来業務の用途	減給1月	減給2月	減給3月
		支出は行っていない		戒告	減給1月	減給2月
	捻出していない	支出した	個人的費消	免職	免職	免職
			公的用途とは認められない業務関連用途	停職1日	停職10日	停職1月
			本来業務以外の公的用途	減給1月	減給2月	減給3月
			本来業務の用途	戒告	減給1月	減給2月
		支出は行っていない（保管のみ）		文書訓告	戒告	減給1月

2. 預け関係

関係者区分	預け行為	預け金からの納品	態様区分					
			2月調査（2/29） までに申告		4月調査（4/18） までに申告		4月調査以降に判明	
			平成12年度 以前	平成13年度 以降	平成12年度 以前	平成13年度 以降	平成12年度 以前	平成13年度 以降
実行行為者	預けを行った	納品を行った（本来業務の用途）	戒告	減給1月	減給1月	減給2月	減給2月	減給3月
		納品は行っていない	戒告	減給1月	減給1月	減給2月	減給2月	減給3月
	預けは行っていない	納品を行った（本来業務の用途）	口頭注意	文書訓告	文書訓告	戒告	戒告	減給1月
		納品は行っていない（保管のみ）	口頭注意	文書訓告	文書訓告	戒告	戒告	減給1月

3. 管理監督責任

関係者区分			態様区分		
			不適切な状況の 改善を指導していた	知らなかった	黙認していた
管理監督者	局長、部長、区長		口頭注意	口頭注意	戒告
	課長（課長代理、係長）		口頭注意	文書訓告	戒告

不適正資金問題にかかる処分等について

1. 関係職員の処分

【補職別・処分量定別 被処分者数】

	局長級	部長級	課長級	課長代理級	係長級	係員	総計
停職20日		1					1
停職10日			1				1
停職1日					4	1	5
減給3月			1	4			5
減給2月				3	4		7
減給1月			1	3	2		6
戒告		1	1	3	1	1	7
文書訓告		4	6	4	3	3	20
口頭注意	2	8	5	6	12	13	46
総計	2	14	15	23	26	18	98

2. 事案分類別被処分者数

【委託料等事案】

	局長級	部長級	課長級	課長代理級	係長級	係員	総計
停職1日					1		1
減給2月				3	2		5
減給1月				2			2
戒告			1				1
文書訓告		4	5	2	2	2	15
口頭注意		6	5	6	11	11	39
総計	0	10	11	13	16	13	63

【不適正・預け(旧税務担当)事案】

	局長級	部長級	課長級	課長代理級	係長級	係員	総計
停職20日		1					1
停職10日			1				1
停職1日					3	1	4
減給3月			1	4			5
減給2月					2		2
減給1月			1	1	2		4
戒告		1		3	1	1	6
文書訓告			1	2	1	1	5
口頭注意	2	2			1	2	7
総計	2	4	4	10	10	5	35

3. 発生所属別・量定別 被処分者数(延人数)

発生所属	停職 20 日	停職 10 日	停職 1 日	減給 3 月	減給 2 月	減給 1 月	戒告	文書訓告	口頭注意	総計
市民局								2	3	5
ゆとりとみどり振興局								2	2	4
北区							1		2	3
都島区									1	1
福島区			4							4
此花区									7	7
港区									5	5
大正区								2	2	4
天王寺区									2	2
浪速区			1	1	1	1	2		3	9
西淀川区									2	2
淀川区								3	2	5
東淀川区					3			4	8	15
生野区				2			1	2		5
鶴見区	1									1
東住吉区		1		2	2	4	3	3	2	17
教育委員会事務局					1	1		2	5	9
総計	1	1	5	5	7	6	7	20	46	98

4. 現所属別・量定別 被処分者数(実人数)

現所属	停職 20 日	停職 10 日	停職 1 日	減給 3 月	減給 2 月	減給 1 月	戒告	文書訓告	口頭注意	総計
総務局									1	1
市民局									3	3
財政局	1		1	1			2		2	7
契約管財局									1	1
計画調整局									1	1
健康福祉局									1	1
こども青少年局						1		1	3	5
ゆとりとみどり振興局								1	1	2
経済局								1	2	3
環境局									1	1
都市整備局									4	4
建設局							1			1
港湾局									1	1
会計室				1						1
北区役所									1	1
福島区役所			3							3
此花区役所									5	5
西区役所								1		1
港区役所									2	2
大正区役所								1	2	3
天王寺区役所									1	1
浪速区役所			1	1	1	2			1	6
西淀川区役所									1	1
淀川区役所								2	2	4
東淀川区役所					3			3	6	12
東成区役所								1		1
生野区役所				1				2		3
城東区役所									1	1
住之江区役所							1			1
東住吉区役所		1			2	3	2	2	1	11
平野区役所				1						1
監査・人事制度事務総括局								1		1
教育委員会事務局					1			4	2	7
交通局							1			1
総計	1	1	5	5	7	6	7	20	46	98

定期監察結果に基づく不適正資金等の返還状況について

平成 20 年度定期監察（共通課題）「委託費の適正な会計処理について」は、8 月 15 日に公表しております。

監察結果に基づき、返還することとしていたものについては、委託元局区と委託先団体の間で協議のうえ、平成 20 年 10 月 3 日をもって、委託先団体等からの返還が行われました。

また、定期監察の過程で判明した浪速区人権啓発推進協議会会計からの私的流用事案にかかるものについても、当該団体から本市に対して返還されました。

- ・ 返還総額 58,503,901 円

(内訳)

- ① 定期監察で、不適正な会計処理、委託目的外支出と判断したもの
3,207,172 円 ※ 1
- ② 不適正資金問題調査報告書に記載の「職員が管理する委託料等に係るもの」
48,914,081 円 ※ 2
- ③ 私的流用事案について団体から返還されたもの
6,382,648 円

※ 1 8 月 15 日公表時からの預金利子 241 円含む。

※ 2 8 月 15 日公表時からの預金利子 4,912 円含む。

区役所旧税務担当における不適正資金にかかる返還金について

1 返還金額の確定

財政局及び情報公開室で行った調査結果を基に 6 月 5 日の不適正資金問題調査報告書の考え方により、遡及加算及び公的使用の判定を行い、公正職務審査委員会に報告の上、次のとおり確定しました。

・ 返還総額 9,221,000 円

・ 返還内訳 (単位：円)

	報告書認定額 ①	遡及加算額 ②	公的使用額×0.8 ③	利息相当額 ④	実返還額 ①+②-③+④
北区	780,000	373,066	0	23,061	1,177,000
福島区	5,536,220	4,559,620	5,944,377	83,010	4,235,000
此花区	111,150	0	88,920	445	23,000
浪速区	1,561,843	0	657,475	18,088	923,000
生野区	681,480	1,009,600	1,352,864	6,764	345,000
鶴見区	200,000	30,000	0	4,600	235,000
東住吉区	1,749,876	493,230	5,612	44,751	2,283,000
合 計	-	-	-	-	9,221,000

〔不適正資金問題調査報告書の考え方〕

報告書による認定額(平成 14 年度以降)+遡及加算額(平成 9 年度～13 年度)
＝返還対象基礎額

返還対象基礎額－公的使用額×0.8＝返還認定額

返還認定額×金利相当(2%)＝利息相当額

返還認定額＋利息相当額＝実返還額

2 返還方法

6 月 5 日の不適正資金問題調査報告書の考え方に基づき、不適正資金が存在していた時の所属において返還者及びその返還額を決定し、所属ごとに取りまとめのうえ、10 月末を目処に大阪市へ返還することとしています。

不適正資金問題再発防止策にかかる進捗管理体制について

1. 進捗管理の必要性

不適正資金問題調査報告書では、「今回の対応が一過性のものに終わることなく、今後は、本委員会での再発防止策に沿ってきちんと事務がなされているかを、再発防止策の策定に関わった関係局において常に監視していく必要がある。また、再発防止策についても常に時宜に応じた見直しを行い、バージョンアップを図っていかなければならない。」と述べているように、再発防止策の確実な実行のためには、適切な進捗管理と時宜に応じた見直しが必要となる。

2. 進捗管理体制

①不適正資金問題再発防止策連絡会議の設立

市全体の再発防止策を効果的・効率的に実施するためには、関係局横断的に調整を行う必要があるため、不適正資金問題再発防止策連絡会議を総務局、情報公開室、市民局、財政局、契約管財局、計画調整局、会計室、選挙管理委員会事務局の関係局において組織することとし、事務局を総務局行政部に設置するものとする。

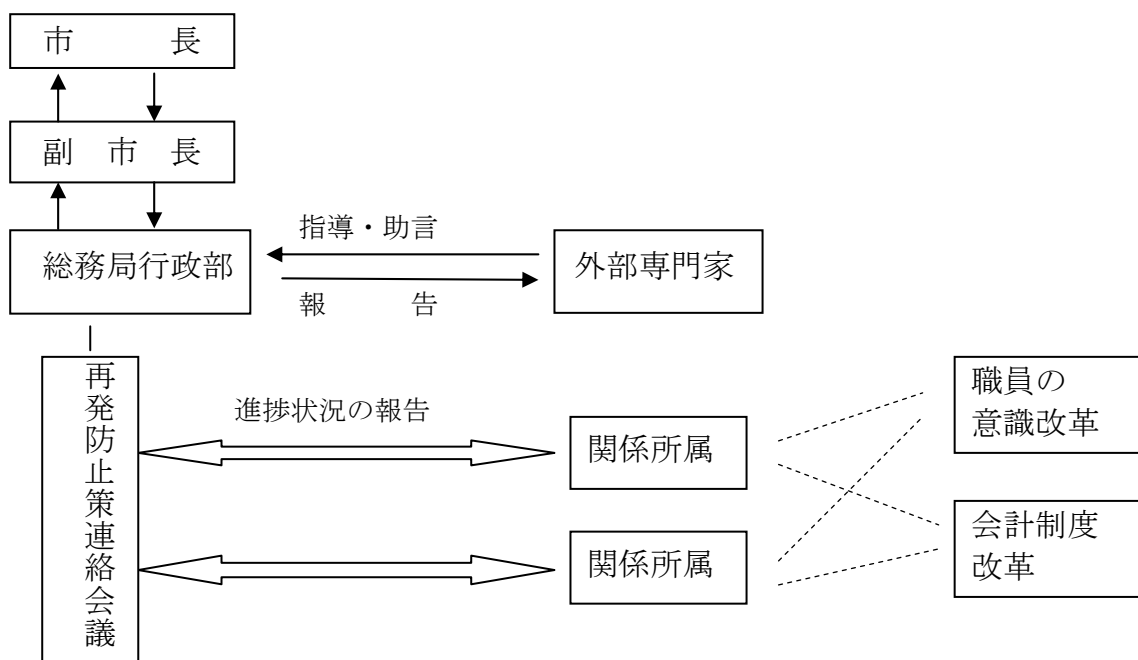
②外部専門家による指導・助言

再発防止策の効果的・効率的な実行及び進捗状況の確認・検証について、外部の目線による指導・助言を得るため、進捗管理を所管する総務局において外部専門家を任用するものとする。

3. 業務内容

- ・再発防止策の進捗管理
- ・再発防止策の検証 — 関係局による再発防止策の実行状況、効果分析等
- ・進捗状況の公表 — HP などによる再発防止策の公表
- ・再発防止策の見直し — 時宜に応じた再発防止策の見直し及び検討

(参考) 不適正資金問題再発防止策についての体制イメージ



再 発 防 止 策 進 捗 状 況（平成20年10月15日現在）

		項目	内容	進捗状況	関係局
①意識・風土の改革	ア 職員の意識改革	効果的で実践的な研修の実施	・会計におけるコンプライアンス意識の涵養を図るための全職員を対象に実施	・庁内ポータルを活用した学習システム（eラーニング）での会計知識の提供を10月中に実施予定 ・新任課長代理、新任係長、新採職員等に対して行う研修において、会計に関するコンプライアンスについて講義を実施《平成20年7・8・9・10月》 ・その他については現在検討中	情報公開室 会計室
			・外部有識者等の講師から直接にコンプライアンス知識や意識を学ぶ機会を提供		
			・コンプライアンス意識の涵養と会計知識の習得		
			・より進んだ会計知識を習得したいと希望する職員に知識習得の機会の提供		
		会計事務担当者研修の実施と会計事務に関する情報発信	・新たに会計事務に携わる職員に対し、基礎的な会計知識を付与するため会計事務担当者研修において、予算や契約に関する項目や会計におけるコンプライアンスの重要性について説明を追加	・予算や契約に関する項目や会計におけるコンプライアンスの重要性についての説明を加えた会計事務担当者研修を平成20年6月に実施済み	会計室
			・会計事務に携わる職員を中心に、会計規程等の改正情報やよくある質問への回答、会計室における取組などについての情報発信	・『会計通信』（創刊号）を庁内ポータルの会計室サイトに平成20年7月28日に掲載済み 今後タイムリーに発行予定	
	イ 職場の風土改革	局区間人事交流の推進	・採用後概ね10年以内の間に局・区あわせて3所属を経験させることとした新たな所属間人事交流基準の策定	・新たな所属間人事交流基準については、平成18年3月に策定し、平成18年度定期人事異動から実施済み	総務局
		担当係長制の採用	・所属長の権限で、係長級以下の担当業務を決定しうることも、所属内の異動を実施できることとし、所属の業務状況に応じたより弾力的な対応	・平成19年度より、担当係長制を全ての所属で採用し、所属長の権限で、弾力的な対応を可能としている。	
		コンプライアンス相談・公益通報制度のさらなる通知とその意義	・コンプライアンス相談窓口、公益通報制度の存在についての一層の周知	・ホームページなどでの周知を引き続き実施	情報公開室
	②公会計制度の改革		・配当保留解除時期の3月上下旬から1月冒頭への変更	・年内に配当保留解除の意思決定を行い、1月冒頭に追加配当を実施予定	財政局
			・予算の執行段階において、予定していた手法に変更を加えるなど、顕著な工夫により経費削減等を行い、当該年度予算の執行を抑制した（することが確実に見込まれる）場合には、次年度予算にその効果額を別途上乗せすることができる制度（節減インセンティブ制度）を新たに、平成20年度予算執行段階より導入	・平成20年6月13日に「予算担当課長会議」を開催し、節減インセンティブ制度の概要について各所属に説明済み ・平成20年6月の「会計事務担当者研修」においても節減インセンティブ制度の概要について説明	

再 発 防 止 策 進 捗 状 況（平成20年10月15日現在）

	項目	内容	進捗状況	関係局
②公会計制度の改革	予算執行における区長裁量権の拡大	・区自ら予算編成（要求）、執行ができるよう、予算に関する区長権限を強化	・区予算の創設による区の権限による予算編成、執行の実施（平成19年度予算編成時）	市民局
		・各区からの直接予算要求の実施	・財政局からの包括的な財源配分による実質的な「分権型予算編成」の実施（平成20年度予算編成時）	
		・引き続き、区の裁量予算枠拡大に向けての取り組みを継続	・引き続き、区予算制度の安定的な運用に向けての取り組みを継続	
	口座払いの徹底	・取引事業者への支払いは、窓口払いを廃止し、当該事業者への口座振込み払いとし、また、職員に支払う経費やアルバイト賃金などの支払いは、窓口払いを原則廃止し、本人への口座振込み払いとし、やむを得ず窓口払いとするときは、会計室への事前報告を義務付け	・平成20年2月26日付け収第273号「窓口払及び資金前渡金の取扱いについて」により、各区長あて通知済み ・平成20年3月19日付け収第301号「窓口払及び資金前渡金の取扱いについて」により、各所属長あて通知済み	会計室
	小口支払基金の活用	・小口の物品購入代金その他少額の経費の支払いを円滑に行う小口支払基金をより利用しやすくするため、コンビニなどのレシートを領収証書として取扱いの実施	・平成19年3月29日付け収第423号「小口支払基金取扱要領の改正について」により、各所属長あて通知済み（実施日：平成19年4月1日）	
		・緊急かつやむを得ない場合の職員の一時的な立て替えによる物品購入等に対する支出手続において、電話連絡等による事前の口頭了承を得たものについて、小口支払基金の運用を認めることを予定	・平成20年6月6日付け会計第46号「小口支払基金取扱要領の改正について」により、各所属長あて通知済み（実施日：平成20年7月1日）	
		・今後の運用実態を検証し、小口支払基金条例で規定されている基金額の増額や、1件当たりの小口支払限度額の引き上げの検討	・運用実態の検証作業中	

再 発 防 止 策 進 捗 状 況（平成20年10月15日現在）

	項目	内容	進捗状況	関係局
③公金外現金の取扱い	団体の会計監査機能の強化とダブルチェック体制の構築	・公金外現金取扱規程の改正（取扱ルールの明確化）の早期の実施 ・団体における透明性と実行性のある会計監査制度の構築	・公金外現金の取扱いについて基本ルールを検討中	情報公開室
	精算報告の義務付け	・市職員が事務局業務を行う団体に対する前払いの委託料について、平成20年度契約から経費の精算報告の必要な概算払いの方法によることを義務付け	・平成20年2月15日付け収第268号「「委託料」の支出に係る支出区分等の取扱いについて（通知）」により、各所属長あて通知済み（実施日：平成20年4月1日）	会計室
	精算書による経費支出内容の確認強化	・市職員が事務局業務を行う概算払いの委託料の精算書について、領収証書等の写しの添付を義務付け	・平成20年8月18日付け会計第131号「「本市職員が職務に関連して取り扱う委託料」の精算手続きについて（通知）」により、各所属あて通知済み（実施日：平成20年8月18日）	
④預けの防止対策	納品の履行確認体制の強化	・購入物品等の調達現場の責任者である各事業所管課長にも検査確認を行わせることを検討 ・契約金額が40万円以下の納品時の納品書の徴収、事業所管課長及び予算・契約担当課長の確認後の保管	・事業所管課長の検査職員への指定の取扱いや、契約金額40万円以下時の納品書確認・保管といったチェック体制の強化については、契約規則の運用通知により各所属に周知済み（実施日：平成20年9月5日）	契約管財局
	特定事業者との不適正な関係を生み出さないよう業者選定	・少額特名随意契約ができる金額範囲であっても、見積あわせを基本方針とする ・1社による特名随意契約を行った場合においては、契約結果を各所属ホームページに掲載	・見積あわせの基本方針や、1社による特名随意契約を行った場合における契約結果の各所属ホームページ上での公表については、契約規則の運用通知等により各所属に周知済み（実施日：平成20年9月5日） ・課長・係長級を対象とし、再発防止策を取り上げた契約事務研修を実施（実施日：平成20年9月9日）	
	取引事業者への対応	・預けに関与した入札参加資格を有する事業者に対しては、指名停止措置 ・預けに関与した入札参加資格を有しない事業者に対しては、一定期間取引（契約）を行わない措置	・指名停止措置要綱のより厳正な適用（実施日：平成20年9月5日） ・「預け」に関与した事業者に対する対応について、各所属へ通知（実施日：平成20年9月26日）	総務局 契約管財局
⑤監査における厳正なチェックの実施		・厳正かつ徹底した会計監査の実施	・公会計制度の改革や公金外現金の取扱い、預けの防止対策などの再発防止策が確実に実行されているかを、監査実施上の主たる着眼点とし実施	監査・人事制度事務総局
⑥より厳格な懲戒指針の策定		・懲戒処分に関する指針の改正	・平成20年7月31日改正（8月1日施行）	総務局